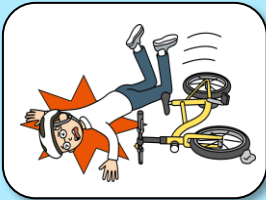


レンタサイクル事業に関わる保険のご案内

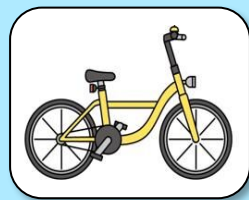
保険期間：2025年2月1日午後4時～2026年2月1日午後4時



事業者の業務遂行上の賠償リスク



借主の自転車利用中の賠償リスク



レンタサイクルをお客様が損壊するリスク

東京海上日動の

レンタサイクル賠償保険

保険の特長

- ①レンタサイクルをご利用のお客様の自転車運転中の賠償事故まで補償することができます！
- ②毎月の利用者数・自転車台数ご申告は不要！
(ご加入時にご申告の自転車台数から台数に変更があった際には、保険料の追加・返戻がある場合がありますので、事前に代理店にご連絡下さい。)

保険金をお支払する場合

以下のいずれかに起因して、保険期間中に日本国内において、他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊してしまった場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払します。

- ①記名被保険者（レンタサイクル事業者）の業務の遂行
- ②レンタサイクル借主の自転車の利用（利用者が自転車を盗難された場合は対象外になります）

保険料

補償内容	1台あたり年間保険料
【支払限度額】※免責金額：なし 対人・対物共通：1億円/1名・1事故	1,830円

※保険料について 過去事故歴等によって各企業様毎に保険料が変わる可能性があります。予めご了承ください。

お支払の対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※被害者への支出前に引受保険会社の同意が必要です。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
③損害防止軽減費用	対人事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用
④緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです。上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

〈ご加入のご相談・お問い合わせ先〉

【取扱代理店】
JTB旅連事業株式会社
〒113-0034 東京都文京区湯島3-37-4
TEL： 0120-371-177
FAX： 03-3834-7045
e-mail： hoken@jtb.gr.jp

【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社
（担当）旅行業営業部 営業グループ
〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5-1 大手町ファーストスクエアWEST 9階
TEL： 03-6250-6022 24TC-006009 2025年1月作成

レンタサイクル賠償保険の概要

お支払いの対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金：法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

※被害者への支出前に引受保険会社の同意が必要です。

②争訟費用：損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）

③緊急措置費用：事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

④損害防止軽減費用：事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用

⑤協力費用：引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです。上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害は、保険金のお支払いの対象となりません。

①保険契約者または被保険者の故意（この免責事由の適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行われます。）

②被保険者と他人との間の損害賠償に関する特別の約定により加重された賠償責任

③被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 等

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置ください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご確認ください。

通知義務

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- （1）ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- （2）ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- （3）以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にご加入した保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

加入証

加入証が届くまでの間、このパンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

代理店の業務

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（*））またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（*）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

この保険は、JTB旅連事業を契約者とし、ご加入施設を記名被保険者とする施設賠償責任保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利などはJTB旅連事業が有します。なお、このパンフレットにはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

またこのパンフレットはレンタサイクル賠償保険（保険商品名：施設賠償責任保険）の概要についてご紹介したものです。

詳細は契約者である企業の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、JTB旅連事業までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。